

平成 28 年第 1 回鴨川市国民健康保険運営協議会議事録

1 . 日時 平成 28 年 1 月 28 日 (木) 午後 1 時 30 分から午後 3 時

2 . 場所 鴨川市役所 4 階 400 会議室

3 . 出席者

(1) 委員

村尾佳子委員、樋口洋子委員、高橋隆一委員、黒野秀樹委員、林宗寛委員、鈴木美一委員、
脇坂保雄委員、鈴木邦夫委員、小木慎治委員

(2) 鴨川市国民健康保険条例施行規則第 14 条の規定により出席した者

長谷川孝夫市長

税務課 小原由行課長、渡邊寿美課長補佐

健康推進課 牛村隆一課長

市民生活課 原一郎課長、塚越均課長補佐

国保年金係 山口文子係長、小原富裕主査

4 . 欠席者

川上正利委員

5 . 次第

(1) 開会

(2) 会長あいさつ

(3) 市長あいさつ

(4) 議件

平成 28 年度国民健康保険特別会計予算 (案) について

国民健康保険制度改革について

その他

(5) 閉会

6 . 会議内容

別紙のとおり

7 . 会議の傍聴者等

なし

1．開会

(司会)

皆様、こんにちは。本日、進行を努めさせていただきます、市民生活課の塚越でございます。どうぞよろしくお願いいたします。会議に先立ちまして、配布資料の確認をさせていただきます。

本日の資料ですが、あらかじめ配布してあります、「平成28年第1回鴨川市国民健康保険運営協議会次第」、資料1「鴨川市国民健康保険の現状と見通し」、資料2「平成28年度鴨川市国民健康保険特別会計予算(案)資料」、資料3「国民健康保険制度改革について」、本日配布資料としまして、「鴨川市国民健康保険運営協議会委員名簿」、2枚目があらかじめ配布いたしました資料1の2ページの差し替え資料となります。3枚目がパンフレットとなります。後ほど会議終了後に「くすりの正しい飲み方・使い方」のDVDをご覧いただく際のものであります。

資料は以上ですが、皆様お手元でございますでしょうか。不足がございましたら、お申し出ください。それでは、定刻より若干早いですが、只今より、平成28年第1回鴨川市国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。本日、川上委員より欠席の連絡がございましたので、ご報告させていただきます。これにより、本日の出席者は9名です。鴨川市国民健康保険条例施行規則第8条の定足数に合致することを報告いたします。

また、本運営協議会の会議につきましては、鴨川市附属機関等の会議の公開に関する実施要領に基づき公開とさせていただきます。また、議事録作成のため会議を録音させていただきますので予め、ご了承ください。

なお、本日の傍聴の申込みはありませんでした。

それでは、次第により進めさせていただきます。

はじめに、本日の招集者でもございます鈴木美一会長より、ごあいさつ申し上げます。

2．会長あいさつ

こんにちは。大変お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。第1回鴨川市国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。

前回の会議でも話をさせていただいたことですが、平成25年度に保険料を上げ大分抵抗もありましたが、これが3年間ということで28年度で終わります。当初予定していた29年度の広域化が1年間延びてしまい、今後どうしていくのかが一番の課題かと考えています。30年度から広域化になるということで、保険料を徴収していくわけですが、その基準についても、示されてくるものと思われれます。来年度中にはその話がでてくると思われれます。また今後は、29年度をどうするか検討していただくこととなりますが、本日は28年度予算(案)について、忌憚のないご意見を申し上げます。

3．市長あいさつ

(司会)

続きまして、市長より、ごあいさつを申し上げます。

(長谷川市長)

みなさん、こんにちは。本日は、大変お忙しい中、ご出席を頂きまして誠にありがとうございます。

また、委員の皆様方には、日頃から、本市の国民健康保険事業をはじめとする市政の運営に当たりまして、格別のご理解とご支援を賜り厚く御礼を申し上げます。

今年は年明けから暖かい日が続いており、穏やかな日が過ぎるのかと感じていたところです。ここにきて寒い日が続いていますが、体調にはご留意いただきたいと思います。

さて、昨年を振り返りますと世論を二分するなかで自衛隊の役割拡大などを骨子とした安全保障関連法の成立、貿易自由化を目指す環太平洋パートナーシップ交渉の大筋合意など、将来の国の行方を占う大きな動きがありました。

また、本年は、安部政権が掲げる「一億総活躍社会」の実現へ向けた施策が始動する重要な年でもあります。

介護サービスや子育て支援の充実が図られる一方、増加し続ける社会保障費を抑えるため、医療保険制度等の見直しについての議論も本格化するものと思われます。

「アベノミクス」効果が地方経済に十分浸透していない中、平成 29 年度には消費税増税を控え、今後も先行き不透明な経済状況を注視していく必要があるものと思料いたしております。

ご案内のとおり、国民健康保険制度につきましても、大きな転換期に差し掛かっているところでございます。

現在の国民健康保険法は、昭和 36 年に施行され、50 年以上にわたる歴史のなか、市町村の国民健康保険は「年齢構成の高齢化」、「医療費水準の増加」、「所得水準の低い世帯の増加」などの構造的な問題を抱え、その運営は厳しいものとなっております。

そのため、国では、将来にわたり国民皆保険を健次することができるよう平成 30 年度から国民健康保険の財政運営を都道府県が担うことを柱とした持続可能な医療保険制度を構築するため、平成 27 年 5 月、国民健康保険法等の改正を行いました。

一方、市町村の役割につきましては、市民の行政サービス機関として、これまでどおり資格の管理、そして保険税の賦課・徴収、様々な保健事業など、従来以上のきめ細かな事業を進めていくことと存じております。今後、国保広域化体制づくりを進めていくうえで、詳細にわたり県との連携強化に努めて参りますが、被保険者の方々には、移行に際しまして、混乱を生じさせないよう配慮を考えて参りたいところでございます。

本日の鴨川市国民健康保険運営協議会では、議件一として「平成 28 年度鴨川市国民健康保険特別会計予算（案）」について、議件二として「国民健康保険制度改革について」を案件としております。

委員各位におかれましては、積極的なご意見ご提言を頂き、幅広い視点からご審議賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

4．議件

（司会）

ありがとうございました。それでは改めまして議件に移らせていただきたいと思います。なお、鴨川市国民健康保険条例施行規則第 6 条によりまして、会長が議長となることになっておりますので、鈴木美一会長に議長をお願いいたします。

それでは改めまして、ご審議をお願いいたします。

(議長)

会議を始めます前に、国民健康保険運営協議会委員の中から、議事録署名委員を指名させていただきます。村尾委員さんをお願いしたいと思います。後日、事務局が作成いたします議事録に署名をお願いいたします。

それでは、議件に入ります。議件1として「平成28年度国民健康保険特別会計予算(案)について」、事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、議件1「平成28年度国民健康保険特別会計予算(案)」について、ご説明させていただきます。

資料1として「鴨川市国民健康保険の現状と見通し」の資料をご覧いただきたいと思います。

1ページが一番上の表ですが、国保特別会計の現状についてということで、平成23年度から平成26年度までが実績、平成27年度が決算見込みの推移となっています。

表の記載内容としては、一番上から、各年度末現在の被保険者数、前年度との比較の状況、平成23年度から被保険者数が減少となっていることから、その年度の年間の減少人数の内訳状況となっています。

主な減少内訳として、社会保険加入によるもの、75歳到達による後期高齢者医療への加入によるもの、鴨川市からの転出によるものと死亡によるものを合わせたものの喪失人数を記載してあります。

その下は、歳入の保険税額の実績、前年度比、その下については、歳出の保険給付費の累計実績、前年度比、次に1人当たりの保険給付費、前年度との増加額となっています。

2ページは、「平成28年度鴨川市国民健康保険特別会計予算資料」です。

平成23年度から平成26年度までの実績、平成27年度については、決算見込み、平成28年度は当初予算です。

1として歳入決算額、2として歳出決算額、3として差引残額、4として年度末現在の財政調整基金の状況、次に3の差引残額と4の財政調整基金の合計額が太枠にて記載してあります。次に、5として単年度収支の状況です。欄外下の印にて記載してありますが、歳入からは基金繰入金や前年度繰越金を控除したもの、歳出からは基金積立金を控除した実質的な収支となるものです。

一番下ですが、各年度末の被保険者数の推移です。平成27年度については、見込み人数、平成28年度については、予算編成する際の人数の算定値となっています。

まず1ページですが、平成26年度の国保会計の概況は、決算ということになります。

保険税については、税率等の改正により前年度と比較して1億778万3千円増の10億4,993万4千円の実績となりました。

保険給付費については、平成26年度診療報酬の改定があり、0.1%の医療単価の増加となったところですが、保険給付費の実績として前年度と比較し、0.4%、1,239万2千円減の30億4,798万4千円となりました。被保険者数の減少が要因かと思われます。

被保険者数ですが前年度と比較して、411人減の10,824人と大幅に減少いたしました。減少要因については、社会保険加入による減少の割合が多くなっており、事業所による雇用促進によるものと考えられます。また、75歳に到達し、後期高齢者保険に移行する方も多い傾向でした。

1人当たりの保険給付費を見ても被保険者数が減少しているにも関わらず、前年度と比較して

9,198円増の281,595円となりました。1件当たりの医療費単価の増加と考えられます。

2ページになりますが、3の差引残額の平成26年度ですが、平成26年度決算歳入歳出差引1億1,096万3千円の残により、翌年度への繰越、1の歳入決算額の基金繰入金、1億円繰入による4財政調整基金、基金保有額1億3,986万7千円、3差引残額+4財政調整基金、合計2億5,083万円の保有額にて平成27年度を向かえたところです。

次に1ページの、平成27年度の国保会計の概況は、決算見込みとなります。

まず保険税については、平成27年12月末現在、累計にて7億3,005万3千円、前年度と比較して4.2%、金額として3,229万3千円の減となっています。平成27年度実績見込みについては、前年度と比較して、4,993万4千円減の10億円を見込んでいます。平成27年度においても前年度と同様に、保険税軽減世帯の拡充によるものが主な減少した要因と考えられます。

保険給付費については、前年度と比較して、2.8%増、31億3,331万9千円を実績として見込んでいます。増加要因については、高額療養費制度改正に伴う入院等の保険給付費の増による影響が考えられます。

被保険者数においては、前年度と比較し、減少傾向が鈍化し、前年度末と比較して124人減、10,700人を見込んでいます。

1人当たりの保険給付費は、前年度と比較して11,239円増の292,834円を見込んでいます。依然、1件当たりの医療費単価の増加が続いている状況となっています。

2ページの、平成27年度決算見込み欄ですが、3差引残額が6,668万円の残となり翌年度への繰越、基金繰入金として1億円繰入により、4財政調整基金見込み額3,986万7千円、合計1億654万7千円の保有額にて平成28年度を向かるところでございます。

以上が資料1の説明となります。

次に資料2として「平成28年度鴨川市国民健康保険特別会計予算(案)資料」の説明をいたします。説明の前に、誠に申し訳ございませんが、資料の訂正がございます。

5ページの一番下から2行目、歳入歳出総額の金額 51億4千702万3千円とありますものを51億4千697万1千円に、同じ行の1千99万6千円の増のところを1千94万4千円に訂正をお願いいたします。

1ページから5ページまで平成28年度予算歳入、歳出の各項目についての説明と増減額の理由の記載内容となっています。

後ほど各項目についてご覧いただきたいと思います。

6ページの見開きをご覧頂きたいと思います。

国保特別会計 平成27年度決算見込み及び28年度当初予算(案)となっています。左側が歳入、右側が歳出となっています。平成27年度当初予算と平成28年度予算の比較B-Aにて伸び率の記載があります。当初27、28予算の間に平成27年度決算見込みの記載となっています。

まず、左側の平成28年度歳入の主な内訳として、28年度当初予算額Bの列・保険税の計ですが、低所得者に対する保険税軽減措置の拡大等により、前年度比、5,000万円減の9億5千万円、前期高齢者交付金、65歳から74歳までの加入者の割合の増により、前年度比、3,336万円増の13億4,378万1千円、次に繰入金のうち一般会計繰入金ですが、保険税軽減世帯の拡充に伴う補填により保険基盤安定繰入金等の増により、前年度比、6,962万7千円増で2億6,890万5千円、基金繰入、3,986万7千円繰入で基金保有額0円となります。繰越金ですが 6,668万円となります。

以上が歳入の主な説明となります。

次に右側のページをご覧くださいと思います。

歳出の主な内訳として、28年度当初予算額Bの列の保険給付費計ですが、前年度比3.5%増、1億629万1千円増の31億4,424万8千円、1人当たりの保険給付費の増と高額療養費制度改正によるものを見込みました。

次に後期高齢者支援金は、国保被保険者減を見込み、前年度比4.0%減、5億8,243万4千円、次に介護納付金は、第2号被保険者の減を見込み、前年度比13.7%減、2億789万7千円を見込みました。

以上が歳出の主な説明となります。

5ページ、一番下の歳入歳出総額、51億4,697万1千円、前年度比、0.2%、1,094万4千円の増となりました。

当初予算算定被保険者数は10,685人を見込みました。

以上資料2の説明を終わり、議件1の「平成28年度国民健康保険特別会計予算(案)」の説明を終了いたします。

(議長)

ただ今、事務局から説明がありました。質問等ございますか。

(鈴木委員)

保険給付費が増えていますが要因は何ですか。

(事務局)

制度改正による高額療養費の対象者が増えています。それを見込んで増額しています。

(樋口委員)

いざという時の対処方、不足したらどうするのですか。

(市民生活課長)

緊急的な病気等により保険給付費が増えた場合は、法定外繰入、次年度予算からの充用、県からの貸付け、税率改正などにより対応していくことになります。

(議長)

いざという時の対処方として、法定外繰入、次年度予算からの充用、県からの貸付け、税率改正などにより対応していくことになります。

ただ今議題となっております平成28年度鴨川市国民健康保険特別会計予算(案)について、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議がなければ承認することといたします。

次に議件2「国民健康保険制度改革について」事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議件2として「国民健康保険制度改革について」の説明をいたします。

資料3となります。まず1ページ、国民健康保険の広域化についてですが、国民健康保険の現状については、加入者の高齢化、医療技術の高度化、疾病構造の変化、食生活をはじめ生活習慣の変化によるもの、例えば栄養過多による糖尿病の増加などに伴い年々医療費が増加傾向にあります。加入者については、昭和36年制度発足当初は、自営業や農業に携わる者が多く、現在は、パート、アルバイトといった非正規労働者、失業者、無職者などの低所得者や高齢者を多く抱えており、医療費に見合う財源の確保が困難な状況にあります。これら市町村国保が抱える構造的な課題を是正するため、平成29年度を目途に国保の広域化を予定していましたが、平成27年5月27日、国保の財政基盤強化策などを盛り込んだ「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立したことにより、国保の構造問題の解消を図り、平成30年度に、都道府県と市町村が共同で国保の運営を進める共同保険者という形になりました。

次に改正になった概要についてです。

1として国民健康保険の改革による制度の安定化についてです。

一つ目として、保険者支援制度の拡充として低所得者が多い保険者に対する財政支援の拡充ということで、平成27年度から約1,700億円、平成29年度以降は毎年約3,400億円となり、保険税軽減基準の拡大に伴い、保険基盤安定繰入金が増。これは、国保会計歳入の一般会計繰入金のうちの保険基盤安定となります。保険税の軽減世帯が拡大したことにより、税収減の補填となるものです。

二つ目として、保険者努力支援制度の新設です。医療費適正化に積極的に取り組む保険者へ財政支援の強化ということで、平成29年度から約1,700億円、ジェネリック医薬品の普及率、特定健診受診率等を参考基準として各保険者に交付されるものです。詳細については、現在未定となっています。

三つ目として、財政安定化基金の設置です。これは平成27年度から県に設置される基金です。予期せぬ給付増や保険税収納不足などで財源不足になった場合に、貸付・交付を行うものとなっています。財源については、消費税増税分、後期高齢者支援金の全面総報酬割実施により生じる国費を活用することになっています。

2として国民健康保険事業運営のあり方の見直しについてです。平成30年度から、県が財政運営の責任主体となり、市町村との共同保険者体制へ移行することとなります。

次に平成30年度からの共同保険者となる県と市町村の主な役割についてです。

まず財政運営については、県においては財政運営の責任主体となります。市町村ごとの国保事業費納付金を決定し、市は国保事業費納付金を県に納付します。国保の資格管理については、市は今までどおり地域住民と身近な関係の中、資格を管理し、被保険者証等の発行を行います。保険税の決定・賦課、徴収については、県が市町村ごとの医療費、所得水準を考慮し、標準保険税率を算定・公表します。市は標準保険税率を参考に保険税率を決定し、個々の事情に応じた賦課・徴収を行います。保険給付については、県は給付に必要な費用を全額市に対して支払い、市は保険給付費の決定を行います。保健事業に

については、市は特定健診などの事業を実施し、県は市町村に対し、必要な助言・支援を行います。

国保運営協議会についてですが、市においては今までどおり存続し、新たに県にも運営協議会を設置することになります。

3として国民健康保険税の賦課・徴収の仕組みについてです。現在は市町村が個別に国保事業を運営していますが、平成30年度からは、財政運営は都道府県が行うこととなり、保険税についても各市町村の医療費、被保険者の年齢構成等による調整をした上で、市町村ごとに納付金を決定します。

この金額を参考にして市町村が保険税を算定し、被保険者から徴収し国保事業納付金として都道府県に納めることになります。

4として、今後の予定についてです。平成30年度からの制度の施行に向け、制度や運営の詳細について国と地方の代表で協議しながら検討し、具体化を図っています。県と市が共同保険者となることから、平成28年度から各市町村の国保システムの改修が必要となってきます。

最後にその他の医療制度改正についてです。

平成28年4月から診療報酬の改定があります。これは2年に1回実施され、今回は医師らの技術料は0.49%増とする一方、薬価は1.52%減、全体で1.03%減の改定となりました。

二番目として、平成28年4月から入院時食事療養費等の見直しがあります。入院時の食事代として現在1食当たり260円をいただいておりますが、入院と在宅療養の負担の公平等を図る観点から、平成28年度から1食360円、平成30年度から1食460円に段階的に引き上げられます。ただし、低所得者、難病患者は現在の負担額を据え置くこととなりました。

三番目として、平成28年4月から紹介状なしで大病院を受診する場合等の定額負担の導入をします。フリーアクセスの基本を守りつつ、外来の機能分化を進める観点から、平成28年度から紹介状なしで特定機能病院及び500床以上の病院を受診する場合等には、初診又は再診時に原則的に定額負担を患者に求めることとすることになりました。5,000円以上になる見通しですが、金額は現在確定されていません。

次に、短時間労働者に対する健康保険の適用拡大を平成28年10月から実施予定です。現行、週30時間以上から、週20時間以上、月額賃金8.8万円以上、勤務期間1年以上、従業員501人以上の企業が対象です。

患者申出療養の創設、平成28年4月からです。困難な病気と闘う患者の国内未承認薬等を迅速に保険外併用療養として使用したいという思いに応えるため、患者からの申出を起点とする新たな保険外併用制度の開始で、1か月100万円以上の抗ガン剤などに適用する予定となっています。

以上で、国民健康保険の広域化及び今後のスケジュールについての説明を終わります。

(議長)

制度改革についての説明がありました。ご質問はありますか。

(小木委員)

保険者努力支援制度についてですが、協会けんぽも医療費適正化に取り組んでおり、ジェネリックの普及率、健診の受診率などにより支援を受けています。市としてもそのような部分で努力することになるとおもわれます。

(議長)

ジェネリック医薬品の普及率、特定健診の受診率、保険税の徴収率について、現状どのようになっているか、説明をお願いします。

(事務局)

ジェネリック医薬品の普及率についてですが、平成 27 年 12 月末現在で 58.4%となっています。鴨川市の国保としては、年 4 回、ジェネリック医薬品の差額通知として被保険者に対して、受診している医療機関で処方される医薬品が、ジェネリック医薬品にすると差額がどのくらいになるかという通知を出しています。1 回に 1,000 通ぐらい出して、1 回あたりの削減効果は平均すると 40 万円ぐらいとなっています。

(議長)

特定健診については、どうですか。

(健康推進課長)

特定健診については、平成 26 年度は、対象者 7,963 人に対して人間ドックも含めまして 2,130 人が受診しており、率にしますと 26.7%になります。平成 27 年度は、対象者 7,613 人に対して集団検診で 1,785 人が受診しており、率にしますと 23.4%になります。今年度は医療機関や人間ドックの受診者も加わりますので、26%前後になると思われます。また、平成 28 年度については、2,100 名ぐらいの受診を見込んでいます。40 歳になった方が 130 人いますが、自己負担金を無料にする取組をすることで、また、医療費の抑制ということで、くすりの飲み方や残薬についての DVD を、本日欠席の川上委員を中心に鴨川市薬剤師会とともに作成させていただきました。高齢者の方の薬の飲み忘れや残薬の使用等について、市内の医療機関や薬局等に置き、周知をしていく予定です。

(税務課長)

徴収率についてですが、平成 26 年度は現年度分が 92.8%、滞納繰越分は 25.05%、全体では 79.6%です。平成 27 年度は 12 月末現在で、現年度分については平成 27 年度が 66.55%、平成 26 年度が 66.13%で、0.42%の増、滞納繰越分については、平成 27 年度が 20.32%、平成 26 年度が 20.36%で 0.4%の減となっております。全体では、平成 27 年度が 57.85%、平成 26 年度が 57.59%で 0.29%の増となっております。

(議長)

ジェネリック医薬品の普及には、医師の先生方の影響もあると思いますがどうですか。

(林委員)

患者さんから言われることもあります。

(議長)

特定健診についてはどうですか。

(健康推進課長)

平成 20 年度から、保健指導を実施しないところにはペナルティがありますが、鴨川市は当初から実施しております。

(議長)

このようなことを踏まえて県では保険税を算定し、それに基づいて市では保険税を決めていくことになります。努力できることを実施していかないと、保険税は高くなっていくことになります。

(黒野委員)

議会にはかけますか。

(市民生活課長)

県と市町村が保険者となり運営していくこととなりますが、県が年齢構成や所得水準を参考にしながら納付金を決定し、それを踏まえて市では税率を何%にするか議会にかけていきます。

(黒野委員)

運営協議会としての諮問・答申については、どうですか。

(市民生活課長)

諮問・答申についても今まで通りです。

(黒野委員)

広域化といいながらも、税率は市町村によって違うことになりますか。

(市民生活課長)

年齢構成などにより市町村によって変わってきますが、いずれは、後期高齢者医療保険のように県内で同一の保険料になるものと思われます。

(議長)

30 年度から上がることとなりますが、どこまで上げるのか、県でも検討しているようです。大きな市では、一般会計からの繰入を行って保険税を抑えているところもあるようです。県が示しているのは、保険税だけですか。

(市民生活課長)

県では、市町村ごとに納付金の額を示してきますので、一般会計からの繰入をするかどうかも含めて市町村の判断によるものです。

(鈴木委員)

国保会計は残りますか。

(市民生活課長)

今までどおり残ります。

(議長)

国保の制度改革については、細かいことについては決まっていないので、情報が入り次第検討していくことにしたいと思います。

議件2について、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

異議がなければ審議を終了します。

次に、その他として何かございますか。

無いようでしたら、本日の議件はすべて終了いたしましたので、議長の職を解かさせていただきます。ありがとうございました。

(司会)

どうもありがとうございました。以上をもちまして、運営協議会を終了させていただきます。長時間にわたりありがとうございました。

閉会 午後3時00分

鴨川市附属機関等の会議の公開に関する実施要領第7条第3項の規定により、議事録の内容について確認し署名します。

平成28年3月1日

鴨川市国民健康保険運営協議会

委員 村尾 佳子